

動画配信クリエイターによる文化プログラムの認知度向上に資する
動画コンテンツの制作等に関する業務
仕様書

1. 事業名称

動画配信クリエイターによる文化プログラムの認知度向上に資する動画コンテンツの制作等に関する業務

2. 事業趣旨

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭典である。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京オリ・パラ大会という。）を我が国の文化財や伝統等の価値観を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえ、リオ大会後から全国の自治体や企業等と連携して文化プログラムを全国津々浦々で推進していくことを目標としている。

文化プログラムに関する認定の枠組みとして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京2020文化オリンピアド」「東京2020NIPPONフェスティバル」、東京都による「Tokyo Tokyo FESTIVAL」、政府では文化庁を中心に「日本博」「beyond2020プログラム」、がそれぞれ企画され、東京オリ・パラ大会本番年における多数の文化プログラム開催に向け、準備が進められてきた。東京オリ・パラ大会の延期に伴い、新たな本番年となる2021年に向け、文化プログラムの参加機運醸成が不可欠である。

しかしながら、国内においても、元来文化への関心が高い一部の層以外では、文化プログラムへの積極的な関心・参加の機運醸成には至っていないのが現状である。日本人自身が日本文化の魅力を認識し、国民ひとりひとりがいわば「日本文化大使」の役割を果たせるよう、幅広い年代で、文化芸術に触れる機会へ誘導していく取組が必要である。

本事業は、こうした課題を解決するため、二次的な情報発信力が高いとされている10代～30代を中心とした若年層を主な対象とし、文化プログラムの認知度向上と参加機運醸成に資する求心力の高い動画配信クリエイターを活用した動画の企画・制作等に関する業務を委託するものである。特に、2021年3月までに開催が予定されている良質な文化プログラムを題材として、その楽しみ方をアーカイブ化し、発信することで、本番年に向けた参加機運醸成に繋がる動画コンテンツ制作等を実施する。

3. 委託業務内容

上記2. を踏まえ、委託事業者は、以下の業務を行う。

- (1) 動画配信クリエイターによる文化プログラムに関する動画コンテンツの制作等に関する業務
 - ①10代から30代を中心とした若年層を主な対象とし、複数の動画配信クリエイターによる実際の文化プログラム（特に「日本博」「beyond2020」）の楽しみ方を伝える動画コンテンツを制作・配信し、文化プログラムの魅力を伝える。他にも文化プログラムの認知度向上、参加機運醸成に資するコンテンツ案がある場合は、併せて提案すること。
 - ②①の動画コンテンツの制作・配信については、5～10人程度の動画配信クリエイターを起用し、配信すること。加えて、動画配信クリエイターだけではなく、文化庁職員による文化プログラム紹介動画を作成することもあり得る。
 - ③制作する動画コンテンツについては、可能な限り永続的に文化庁にて使用できるものを前提とするが、映像コンテンツ制作者との交渉を行い、文化庁と協議の上、個別に決定すること。
 - ④本事業を運営する際には、文化庁が運営する文化プログラムポータルサイト「Culture NIPPON」を本事業のポータルサイトとし、必要に応じ活用すること。
 - ⑤制作した動画コンテンツについては、動画配信クリエイターのYouTube公式チャンネルにアップロードすること。また、別に編集したものを文化庁のYouTube公式チャンネルにもアップロードすること。なお、文化庁職員による動画コンテンツを制作する際は、文化庁のYouTube公式チャンネルにアップロードすること。「日本博」に関連する動画については、原則、日本博公式ウェブサイトにもリンクを掲載すること。
 - ⑥本事業に付随して、動画コンテンツの拡散に資する広報を行うこと。広報の手段は自由提案とする。なお、広報業務は、令和3年3月31日までに完了させること。
 - ⑦提案に際しては、本企画の取組に関するメディア（マスメディア・WEBメディア）露出数、SNSでの拡散数、動画再生数等、把握可能な目標値を明記し、達成のための手段を講じること。
 - ⑧企画・制作全般においては、文化庁と適宜協議して進めること。また、必要に応じ、制作に必要となる権利関係（著作権、肖像権等）の処理を必ず行うこと。
 - ⑨本企画を実施するにあたり、新型コロナウイルス対応を十分講じること。
 - ⑩委託事業者は、事業企画・実施業務のほか、報道発表資料の作成や、報道

機関等への周知、広報、実施した事業の記録、各種連絡調整など、事業に関連する業務一式を行う。

- ⑪事業実施にあたり、年度内に事業を着実に実施し、具体的な成果が得られるかなど、その実現の可能性について、より詳細な実施計画が確認できるよう、行程表を作成し、提案すること。
- ⑫事業終了後には、その成果につき報告書を提出することを必須とする。

4. 委託業務内容の詳細及び積算基準

委託業務内容の詳細及び実施業務にかかる必要経費の積算に当たっては、目安として下表を参照すること。なお、委託費の総額の範囲内で、各事項の業務内容や経費は変動する。

区分	業務内容・留意事項
(1) 企画・実施業務	<p>①令和2年度に実施された類似の事例を参照する場合は以下 URL を確認すること（シンポジウム内の文化プログラム紹介動画を参照）。</p> <p>(URL : https://www.youtube.com/watch?v=LF5PGwqPy6Q&feature=youtu.be)</p> <p>②本事業のポータルサイトとなる「Culture NIPPON」は以下 URL から確認すること。</p> <p>(URL : https://culture-nippon.go.jp/ja)</p> <p>③企画立案に当たっては、各種文化プログラム認定制度の最新状況や文化庁の重要政策（例：日本博、beyond2020）も踏まえたものとする。詳細については、次の URL を参考にすること。</p> <p>※文化プログラムについて https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/2020_bunka_program/index.html</p> <p>※日本博について https://www.bunka.go.jp/seisaku/nihonhaku/index.html</p> <p>※beyond2020プログラムについて https://culture-nippon.go.jp/ja/beyond2020</p> <p>※日本博公式ウェブサイト https://japanculturalexpo.bunka.go.jp/</p> <p>④YouTube のチャンネル登録者数を目安とし、本事業全体の広報に資すると判断できる動画配信クリエイ</p>

	<p>ターを起用すること。</p> <p>⑤動画コンテンツの制作は年度内に着実に実施し、完了すること。</p> <p>⑥文化庁が運営する文化プログラムポータルサイト「Culture NIPPON」を本事業のポータルサイトとすること。本事業の委託事業者は、「Culture NIPPON」の運営事業者の指示の下、データ制作等を行うこと。ただし、動画を掲載するページは別途、制作・運営すること。</p> <p>⑧委託事業者のネットワーク・技能等を活用し、主なターゲット層（10代から30代を中心とした若年層）に効果的に拡散するための、具体的な方法を提案、明示すること。</p> <p>⑨事業の記録（企画・制作等の結果報告）を行い、報告書を作成すること。使用する画像等は報告書のほか、ソーシャルメディアやホームページで公開することを想定すること。</p> <p>⑩報告書には、事業の概要や、具体的な成果を記載すること。報告書は、電子媒体で納品することに加え、紙媒体（冊子）でも30部以上を納品すること。</p> <p>⑪事業の実施、広報、成果普及（報告書を含む）に必要な権利（著作権、肖像権等）の処理を必ず行うこと。</p> <p>⑫その他、予算の範囲内で、事業を効果的に実施するに当たり、必要な事項を提案すること。</p>
その他	<p>企画において起用する動画配信クリエイターの選定や本事業全体の広報の手法、及び付随的な企画については自由提案とし、最終的には文化庁と協議の上決定する。</p>

5. 特記事項

上記3. で示した各業務内容及び本業務全般に係る留意点について、下記に特筆すべき点・配置する要員に実様なスキル・実績を記載するため十分留意すること。

- (1) 委託事業者が、本業務に類似した実績を有していること。またその実績を明示すること。

(2) インターネットや SNS を活用した広報・宣伝事業実施実績があること。